

「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン（案）」に関する
意見募集の結果について

令和元年 9 月 30 日
厚生労働省
医薬・生活衛生局
水道課

厚生労働省では、水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン（案）について、令和元年 7 月 22 日から同年 8 月 20 日までの期間及び 8 月 28 日にホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計 6,782 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜集約及び要約しております。

また、御意見を募集した内容以外の内容についてお寄せいただいた御意見についても、末尾に主な御意見を適宜集約及び要約した上でご参考まで公表しております。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼を申し上げます。

御意見の内容	当省の考え方
2.1.1. 対象施設及び事業の内容	
「施設の新築や全面除却の実施はできない」とされているが、これではかえって硬直した事業運営となりかねないのではないか。	<p>内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」では、公共施設等運営権が、運営権を設定する時点で存在する「物」に対して設定するものであるため、新たな施設を作り出すこと、いわゆる新設工事及び施設等を全面除却し再整備するものは実施することができないこととされています。</p> <p>なお、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」においても、新設工事等に係る運営権の考え方について示すこととしています。</p>
7 ページの図 2-1 で、「給水契約の締結」を「水道事業者等が自ら実施する必要がある業務」としているが、現状ではコールセンターなど民間事業者へ個別委託していることが多いため、現状にそぐわないのではないか。	<p>水道施設運営等事業においては、地方公共団体である水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、これまでと同様、水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の経営の認可を有する者として、水道事業者等の最終的な責任を負うこととなります。</p> <p>このため、経営方針の決定や国庫補助等の申請、住民等との給水契約の締結等の水道事業等の全体方針の決定・全体管理に関する業務は、水道事業者等が自ら実施する必要があると考えています。</p> <p>御指摘のコールセンター等の利用者の窓口対応については、水道施設運営権者（以下「運営権者」という。）において実施することが可能であると考えています。</p>
責任分担の明確化は必要であるが、責任分担の目安が「技術上の観点から合理的に設定され」とされており、これでは、運営権者の意向により、責任分担が設定されることにならないのではないか。	<p>対象施設及び施設に係る業務の範囲については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 18 条に基づき、あらかじめ水道施設運営権を設定しようとする水道事業者等が実施方針の中で定めることとされています。</p> <p>そのため、運営権者の意向により責任分担が設定されることにはなりません。</p> <p>また、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、業務の適切な遂行を確保する観点から、水道事業者等及び運営権者の責任の範囲が明確となっているかについて確認した上で</p>

	許可します。
<p>配水区域を分割して運営権を設定するような場合の境界に遮断弁が必要であることは理解するが、水道用水供給事業において運営権をポンプ場や弁室に設定し、境界を敷地境界とする場合、遮断弁は存在しておらず、運営権の設定が事実上不可能となる。</p> <p>そのため、「機能的に分割できる範囲並びに遮断弁等で分離できる施設の範囲とし」を、「機能的に分割できる範囲又は遮断弁等で分離できる施設の範囲とし」と修正していただきたい。</p> <p>又は、「用水供給事業においては、機能的に分割できる範囲とする。」と追記していただきたい。</p>	<p>水道施設運営等事業の計画を確実かつ合理的なものとするためには、水道施設の運営等に当たり、水道事業者等と運営権者の責任分担を明確にすることが重要であると考えています。</p> <p>そのため、水道用水供給事業においても、技術上の観点から一体として行わなければならない業務は、その全部を一の者が実施する必要があります。</p> <p>このような観点から、本ガイドラインでは、対象施設の最小範囲を取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設といった機能的に分割できる範囲並びに遮断弁等で分離できる施設の範囲としており、これを満たす範囲であれば運営権の設定が可能です。</p>
<p>「水道事業者等と運営権者との間で認識の齟齬が生じた場合、調整の仕組みが定められていること」とされているが、国によるあっせんや調整の仕組みを構築すべきではないか。</p>	<p>事業運営に当たって、モニタリングの結果や実施契約の内容等について、水道事業者等と運営権者との認識の齟齬が生じた場合、業務の適切な遂行を確保するためには、水道事業者等自らが、第三者である専門家の意見を聞く等の調整を図る仕組みが必要と考えています。</p> <p>また、厚生労働省としても、水道事業者等からの相談を受け付けるなどの対応により、水道事業者等を支援してまいります。</p>
<p>「第三者である専門家の意見を聞く等の調整を図る仕組みが定められていること。」とあるが、各水道事業者等が独自に専門性を持った第三者に依頼することは現実的に困難ではないか。</p> <p>英国におけるオフワットのような仕組みの構築（国家機関の創設）を検討すべきではないか。</p>	<p>水道事業者等と運営権者との認識の齟齬が生じた場合に備えて、何らかの調整を図る仕組みをあらかじめ定めておくことは重要であると考えております。</p> <p>なお、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」にて下水道コンセッション事業における先事例を紹介することとしています。</p> <p>厚生労働省としても、水道事業者等からの相談を受け付けるなどの対応により、水道事業者等を支援してまいります。</p> <p>なお、イギリスのオフワットは、主に民営水道を監督する機関であり、原則市町村が経営主体となる日本とは状況が異なるものと考えます。</p>
<p>「給水装置の管理について、一の者が実施する」とのことであるが、これでは競争原理が働かず、民間の創意工夫を活かす制度趣旨に反するのではないか。</p>	<p>「給水装置の管理」とは、工事の設計審査や竣工検査、使用中の検査のことをいいます。</p> <p>これらに複数の者が関係することは需要者に対するサービスの公平性に影響を与えかねないこと等が想定されるため、一の者が実施することとしています。</p> <p>なお、蛇口やトイレなどの給水用具・給水管等の給水装置の工事については、全国一律の基準に基づき各水道事業者の下で給水装置工事事業者を指定する制度を設けており、利用者は複数の工事事業者の中から業者を選択して工事を発注することになるため、競争の原理が働く仕組みとなっています。</p>
<p>「水質検査について運営権者の自己検査で可能」としているが、これではモニタリングの実効性は担保できない。</p>	<p>水質検査については、水道施設の全部の管理に関する技術上の業務を運営権者に行わせようとする場合は、技術上の観点から一体として行わなければならない業務として、水道法（昭和32年法律第177号）第20条に基づく水質検査の業務を運営権者に</p>

<p>運営権者が自らモニタリングを実施すること（セルフモニタリング）を原則とすべきではない。</p>	<p>行わせることを可能とするものです。 この場合も、水道事業者等は、水質検査の結果をモニタリングすることが必要です。</p>
<p>運営権者の兼業を認めているが、他業との経理区分など、水道事業者等によるモニタリングの実効性を担保できるのか疑問である。 運営権者の兼業は認めるべきではない。</p>	<p>本ガイドラインにおいては、兼業により運営権者の経営状況が悪化し、公共サービスの提供に悪影響を及ぼすことのないよう、事前に水道事業者等の承諾を得ることとしています。 また、兼業する場合には、水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、水道施設等運営事業と区分して経理を管理するとともに、水道事業者等によるモニタリングにおいて、兼業している場合でも経理の状況を適切に確認することができるよう、本ガイドラインでは、水道事業者等が、運営権者が管理する区分経理が適切かどうかも含めて公認会計士等による監査済みの財務諸表等の提出を運営権者に義務付けていること、を確認事項としています。</p>
<p>運営権者が、兼業する場合の措置として、ガイドライン記載の②に下線部を追記すべきではないか。 ② 当該事業が、運営権者の経営に与える影響を可視化するため、水道施設運営等事業と区分して経理を管理すること。<u>その際、水道料金や水道事業者からの委託料等が、選定事業者の他の事業に流用されることがなく、かつ、株式の配当についても透明性を担保し、過度な配当が行われないようにすること。</u> 【理由】 本ガイドラインにおいては、区分経理を求めながら、運営権者に対する事業収益等の用途についての定めがない。参議院厚生労働委員会の付帯決議では、「五、」において、「重要な生活インフラである水道事業に外国資本が参入する可能性や、将来的に料金が高騰したりサービス品質が低下したりする可能性に留意し（後略）」と決議されたことをうけ、兼業を行う選定事業者に対して、事業収益や内部留保等を本来の水道事業以外に充当しないよう予め定めておく必要があるため。</p>	<p>水道施設運営に等事業以外の事業を実施する場合には、区分経理されることから、事業間の資金の移動を水道事業者等によるモニタリングを通じて確認することにより、不正な資金の流出を未然に防止することは可能であると考えています。</p>
<p>2.1.2. 水道施設運営権の存続期間</p> <p>運営権の存続期間は長期を予定されているが、そもそも1つの民間企業に長期間水道事業を運営させることは危険であるため、存続期間はもっと短くすべきではないか。</p>	<p>運営権の存続期間については、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とする観点から、一般的に20～30年間程度の長期にわたることが想定されます。 なお、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、運営権の存続期間について、水道により供給される水の需要並びに水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、かつ、合理的に経常収支を見積もることができるよう、適切に設定されていることを確認した上で許可することとしています。</p>

<p>2.1.3. 水道事業者等によるモニタリング</p>	
<p>「運営権者の業務実施状況及び経理の状況を確認する適切な体制が確保されていること」とあるが、「適切な体制」の判断要素が示されていないが、明確にすべきではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業については、水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、水道事業者等は自ら適切なモニタリングを継続的に実施することが必要であると考えています。</p> <p>そのため、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、水道事業者等によるモニタリング体制が適切かを確認した上で、水道施設運営権の設定を許可することとしています。</p> <p>具体的には、本ガイドラインにおいて、水道事業者等にモニタリングを実施する体制が置かれていることが組織の体制図等を用いて示され、このうち運営権者による業務の状況を確認する部門と運営権者の財務状況を確認する部門、これらを統括する部門が組織の体制図等において明示されており、各部門の権限及び責任、各部門の相互関係が明らかにされていることなどの実施計画書に記載すべき事項等を記載例とともに明示することとしています。</p>
<p>「水道事業者等によるモニタリングの一部として外部有識者等によるモニタリングを実施する場合」との記載があるが、小規模な水道事業者の現状を踏まえると、「一部」しか外部有識者等によるモニタリングを実施できないということは現実的ではないのではないか。</p> <p>当該文章において「一部」という文言を削除すべきではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業については、水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、水道事業者等は自ら適切なモニタリングを継続的に実施することが必要であると考えています。このため、水道事業者等によるモニタリングの全てを外部有識者等に実施させることは適切ではありません。</p>
<p>水道事業者等が運営権者に対してモニタリングを行うというが、モニタリングの対象は、技術的側面のみならず、財務状況にまで及ぶことになるが、ただでさえ人材確保が困難な水道事業者等において現実的に対応できるのか。</p>	<p>水道施設運営権を設定しようとする場合には、水道施設運営等事業による水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、水道事業者等は、運営権者の業務及び経理の状況を確認する適切な体制を確保する必要があります。</p> <p>このため、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、水道事業者等が行うモニタリングに関して、運営権者の業務の実施状況の確認業務については水道技術管理者又は同等以上の技能を有する者が実施し、経理の状況の確認業務については財務に関する知識・経験を有する者により実施することとされていること等、モニタリングの実施体制が適切かを確認した上で許可することとしています。</p>
<p>モニタリングの実施体制について、業務の実施状況の確認業務に関しては「水道技術管理者と同程度の技能を有する者」である旨を明確に記載している。</p> <p>一方、経理の状況の確認業務に関しては「財務に関する知識・経験を有する者」について不明確である。例えば、水道事業会計業務経験者であるなど、明確にすべきではないか。</p>	<p>経理の状況の確認業務については、水道事業会計業務に係る経験者に限らず、一般的な財務に関する知識・経験を有する者であれば確認業務を行うことが可能であると考えているため、本ガイドラインのように示すこととしております。</p>

<p>モニタリングを実施する水道事業者等の職員に対して定期的な研修等の機会を設けるなど、専門性を高める仕組みを導入するべきでないか。</p>	<p>水道施設運営等事業を導入する場合、水道事業者等は、自ら適切なモニタリングを継続的に実施することが必要です。</p> <p>そのため、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、水道事業者等によるモニタリングの実施に必要な専門的知見を維持するための措置（研修等の実施や運営権者・他の水道事業者等に継続的に人員派遣を行うこと等）が定められていることを確認した上で許可することとしています。</p>
<p>モニタリングの実施体制について、専門的知見を維持するための措置として、「研修等の実施」とあるが、実務経験者を講師とするのであれば最終的には運営権者が担うことになるのではないか。</p> <p>これでは水道事業者等の立場から運営権者に対して厳しくモニタリングを行う視点が失われてしまうのではないか。</p>	<p>研修に関しては、水道事業者団体による研修や水道事業体自身による内部研修、国立研究機関による研修等も実施されています。</p> <p>いずれにせよ、水道事業者等として専門的知見を維持するための適切な措置が定められていることが必要と考えています。</p>
<p>モニタリングの確認事項において、「公認会計士等による監査」と記載があるが、必要性は理解できるものの、一方で水道事業者等にとって負担になるのではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業については、水道施設の健全な経営を確保する観点から、本ガイドラインでは、水道事業者等が公認会計士等による監査済みの財務諸表等の提出を運営権者に義務づけていること、を確認事項としております。</p>
<p>コンセッション方式導入にあたっては、水道事業者等や運営権者は、経営状況やモニタリング結果を公表し、透明性が高い事業運営を行っていく必要がある。</p> <p>水道施設運営権の設定に係る許可を受ける段階でどのような情報開示を行うのか明確にするため、ガイドラインにおいて、運営権者の経営情報（役員報酬や株主配当の増減、収支計算等）の開示を義務付けるなど、情報公開に関する事項を盛り込むべき。</p>	<p>水道施設運営等事業による水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、水道事業者等である地方公共団体において、運営権者の経理状況や財務状況をモニタリングし監視することとしています。</p> <p>そのため、本ガイドラインでは、水道事業者等が公認会計士等による監査済みの財務諸表等の提出を運営権者に義務づけていること、を確認事項としています。</p> <p>また、コンセッション方式の導入に当たっては、実施契約や事業計画の内容、水道事業者等による運営権者の業務及び経理の状況に関するモニタリング結果等について、水道施設運営等事業を実施する地方公共団体の情報公開条例等に基づき、適切に情報公開されることが重要であると考えています。</p> <p>そのため、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」にて実施契約書に情報公開に関する規定を盛り込むことが望ましい旨を示すこととしています。</p>
<p>「水道の基盤の強化の進捗を確認する測定指標が設定されていること。」について、水道事業体のヒト、カネ、モノといった基盤が確実に強化されたといえるか定量的に明示する必要はないか。</p>	<p>水道の基盤の強化の進捗については、水道の基盤の強化の効果を測定できる指標が設定されている必要があると考えています。</p> <p>基盤強化の効果を示す指標については、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」にて参考事例を示すこととしています。</p>
<p>過度なモニタリングを実施することは、運営権者の負担となり「性能発注」における民間企業の創意工夫を妨げる原因となり得ることも考えられるため注意が必要ではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業については、水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、水道事業者等は自ら適切なモニタリングを継続的に実施することが必要であると考えています。</p> <p>モニタリングの実施頻度については、モニタリングの確認事項ごとにモニタリング結果による事業の改善が可能な頻度で実施することが必要だと考えていますが、過度なモニタリングの</p>

	実施を求めるものではありません。
<p>水道事業者等によるモニタリングにもかかわらず、仮に運営権者が適切に事業運営を継続的に行えないとすれば、結果的に契約解除になる場合も想定される。</p> <p>こうした場合に、新たに引き継ぐ事業者には費用負担を負わせるのは問題ではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業については、水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、水道事業者等は自ら適切なモニタリングを継続的に実施することが必要であると考えています。</p> <p>このため、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、水道事業者等のモニタリングの実施体制等が適切であるか確認した上で許可をすることとしています。</p> <p>併せて、引き継ぎに係る費用負担や施設等の整備費用の負担方法も含めて、事業の継続が困難となった場合における措置や契約終了時の措置についても確認することとしています。</p>
2.1.4. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置	
「災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置」について、その実施体制・業務の内容及び対応手順・費用分担を確認するのは審査時であるのか。	<p>水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置として、災害その他非常の場合のそれぞれの事象ごとに、実施体制、業務の内容・対応手順等があらかじめ水道事業者等によって明確に定められていることを審査時に確認した上で許可することとしています。</p>
他の水道事業者等の応急給水・復旧業務を運営権者が行う場合、「現地の指揮命令系統に従い実施」とあるが、運営権者の下で働く民間労働者に対してどこまで要請できるのか、また、賃金・労働条件の面でどうなるのか、などの課題があり、実効性に疑問があるのではないか。	<p>水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、災害その他非常の場合における水道事業等の継続のための措置として、他の水道事業者等の応急給水・復旧業務を運営権者が行う場合についても水道事業者等と運営権者の役割分担、連携方法等の実施体制や費用分担等が定められていることを確認した上で許可することとしています。そのため、運営権者の下で働く民間労働者がどのように業務を実施するかについても、事前に定められることになると考えられます。なお、具体的な現地組織の体制図の例を第1回水道施設運営等事業の実施に関する検討会資料4の16ページに示しています。</p>
<p>災害時の費用分担について、運営権者の合理的な経営努力を持って負担することができるものは、原則として運営権者が負担する旨記載されているが、不明瞭ではないか。</p> <p>具体的に事例を挙げるべきではないか。</p>	<p>災害時の対応について、どこまでを運営権者に委ねるかについては、水道事業者等と運営権者の間であらかじめ実施契約で決定することとなります。</p> <p>その上で、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、災害時における水道事業者等と運営権者の役割分担、連携方法等の実施体制や費用分担等が明確に定められていることを確認した上で許可することとしています。</p> <p>また、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」にて水道事業者等と運営権者とのリスク分担の整理例及び下水道分野における費用分担の先行事例を示すこととしています。</p>
<p>水道は国民生活に不可欠な重要なライフラインであり、復旧に際し、予算確保や水道事業者等との交渉で、時間が掛かるのは望ましくない。</p> <p>そのため、本ガイドラインでは、災害時の復旧費用について負担できる限りは運営権者としているが、例えば、一旦国や水道事業者等などが一括して費用負担し一定期間後請求</p>	<p>本ガイドライン「2.1.4. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置(3)費用分担」は、災害時の費用分担の考え方を記載したのですが、速やかな復旧の観点から水道事業者等又は運営権者のどちらかが一時的に一括して費用を負担し、後に精算する方法も実施契約書に定めることにより可能となると考えています。</p>

<p>する様な柔軟な対応はできないのか。</p>	
<p>2.1.5. 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置</p>	
<p>「大災害等の予期せぬ事態が生じた場合には、必要に応じて、利用料金や要求水準等の経営条件の見直し等を行うことで持続可能な事業環境を再構築することも考えられる」との記載があるが、持続可能な事業環境の再構築を義務とすべきではないか。</p>	<p>経営条件の見直し等による持続可能な事業環境の再構築については、生じた災害等の内容や程度を勘案しつつ、必要に応じて実施されるべきものと考えます。</p>
<p>「大災害等の予期せぬ事態が生じた場合に利用料金などの見直し等を行うことで事業の継続を図る」旨の記述があるが、災害時においては、水道事業者において、被災者へ水道料金の減免措置など実施しているが、水道施設運営権の設定後においては、事業継続を目的として、運営権者において、「料金値上げ」が検討されかねないのではないか。</p>	<p>御指摘の記載は、大災害等の予期せぬ事態が生じた場合には、必要に応じて、利用料金や要求水準等の経営条件の見直し等を行うことで持続可能な事業環境を再構築するほか、それでもなお、事態が改善せず、事業の継続が困難となった場合に、代替措置を講ずる際の基本的な考え方や手順等をあらかじめ定めておくことが必要であることを示したものです。</p> <p>なお、水道施設運営等事業は、地方公共団体が、施設整備を含む業務の範囲、サービスの水準、料金などについて、あらかじめ条例等で定めた一定の枠組みの下で行われるものです。仮に、やむを得ない事情によって、あらかじめ定めた枠組みの範囲を超えて料金を上げる必要が生じた場合であっても、議会において条例改正が必要となることから、運営権者は一方的な料金の値上げをできるわけではありません。</p>
<p>運営権者による事業の継続が困難となった場合は、水道事業者等が自ら直営で業務を実施する又は他の事業者への第三者委託等により事業を継続する旨が書かれているが、現実的に可能なのだろうか。</p> <p>水道事業者等はすでに運営権の譲渡で、当該水道事業を実施する職員体制をなくしているのであるから、対応が困難となるのではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業は、水道事業者等が、運営権者の業務の実施状況に関し、平素からモニタリングを実施することにより、事業の継続が困難にならないよう事前に対処することが前提です。</p> <p>その上で、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、事業の継続が困難となった場合に、代替措置を講ずる際の基本的な考え方や手順等があらかじめ定められていることを確認した上で許可することとしています。</p> <p>「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」にて、事業継続困難時に水道事業者等が自ら直営事業を運営する場合等の対応例を示すこととしています。</p>
<p>運営権者による事業の継続が困難となった場合は、水道事業者等が自ら直営で業務を実施する又は他の事業者への第三者委託等により事業を継続する旨が書かれているが、運営権に担保が設定され実行された場合や、運営権者が破産宣告を受けた場合などにもこのような対処が可能なのだろうか。</p>	<p>水道施設運営権自体に対して抵当権が設定され、債権者たる金融機関等が抵当権を実行し、競売により運営権を第三者に売却する場合、PFI法上の「運営権の移転」にあたるため、公共施設の管理者たる水道事業者等（地方公共団体）の許可が必要であり、さらに、その許可に際して、あらかじめ議会の議決が必要になります。</p> <p>その上、改正水道法においては、地方公共団体である水道事業者等は、PFI法に基づく運営権の移転に係る許可の際に、あらかじめ厚生労働大臣に協議しなければならないとされております。</p> <p>このように、みなし物権として抵当権が設定されたからといって、自由に第三者へ運営権を移転できるわけではありません。また、運営権者が経営難に陥る前に対処することが重要です。その上で、仮に、事業継続が不可能となった場合には、地方公</p>

	<p>共団体である水道事業者等は、</p> <p>①これまでモニタリングを担当してきた職員が中心となり、自ら直営で水道事業を実施するか、</p> <p>②他の事業者に委託すること</p> <p>等により、水道事業を継続し、給水の最終責任を果たすこととなります。</p>
<p>「水道施設運営等事業の継続が困難となった場合、水道事業者等が自ら業務を実施する、又は他の事業者への第三者委託等により事業を継続することが考えられる」とあるが、水道施設運営等事業を導入する際の運営権対価や利用料金の算定にどのように反映されるのか。</p>	<p>当該措置は水道事業者等が事前に検討するものであり、水道施設運営等事業を導入した際に運営権者が収受する利用料金及び運営権者が支払う運営権対価に直接的に反映されるものではありません。</p>
<p>「第三者に委託する場合の委託先候補となる企業リストの作成」について、候補先企業をリストアップするという趣旨であり、事前契約等は含まないという理解でよいか。</p>	<p>御意見のとおり、水道施設運営権の設定の許可に際し、委託先候補となる企業リストに掲げられた企業と事前の契約等までを求めるものではありません。</p> <p>しかしながら、水道事業者等において、必要に応じ、委託先候補となる企業リストに掲げられた企業と事前に契約等を締結することを妨げるものではありません。</p>
<p>「代替措置を講ずる際の基本的な考え方や手順等をあらかじめ定めおくことが必要である」という記載がある。</p> <p>当該「代替措置」に関して、運営権者に対して</p> <p>①運営権者の株主による追加出資</p> <p>②代替措置にかかる全費用の運営権者による負担</p> <p>を義務付けないようにすべき。</p>	<p>ここでの「代替措置」とは、運営権者ではなく、水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における水道事業者等が行う措置を指しており、費用負担については水道事業者等において適切に設定されるべきものと考えています。</p> <p>水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、</p> <p>①事業の継続が困難となった場合に、代替措置を講ずる際の基本的な考え方や手順があらかじめ定められていること</p> <p>②契約終了時の引継方法や引継に係る費用負担等についても、あらかじめ定められていること</p> <p>を確認した上で許可することとしています。</p>
<p>継続が困難となった理由について、第三者機関による調査と調査結果の公表を行なうことを規定すべき。</p>	<p>水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、モニタリングの結果や実施契約の内容等について水道事業者等と運営権者の間での認識の齟齬が生じた場合に第三者である専門家の意見を聞く等の調整を図る仕組みが定められていること等を確認した上で許可することとしています</p>
<p>2.1.6. 水道施設運営権者の経常収支の概算</p>	
<p>「選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水道施設の運営に要する費用等に関する収支の見通しが、水道施設運営事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。」と記載があるが、そもそも水道施設運営権の設定を検討している水道事業者の収支が適切であることをあらかじめ第三者機関が査定する枠組みを作らない限り、運営権者への適切な引継ぎは難しいのではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業の導入の検討に当たっては、金融、法務、技術等の専門知識等が必要であることから、必要に応じて民間アドバイザーの活用、検討委員会の設置などにより、適切な体制を整備することが重要です。</p> <p>また、応募者において、水道事業者等の収益の見込額や、事業運営のコスト、事業運営上のリスクを把握することを目的として実施される情報の精査（デューディリジェンス）が不可欠です。</p> <p>そのため、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」にて、水道事業者等は応募者に対してアセットマネジメント等の詳細な情報を開示すべき旨を示すこととしています。</p>
<p>2.1.7. 契約終了時の措置</p>	

<p>官から民と違い、民から民の場合は固定資産に関しては付加価値が発生する土地など限られた資産を除き、残存施設に対して減価償却を差し引いた資産価値を、引き継ぐ事になる。</p> <p>想定外の外的要因による修繕が予測される埋設物などの固定資産に関しては、計上されている固定資産額で引き継いでもらうことを検討すべきではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置に関して、事業期間終了後にも効果が発生する施設等の整備費用の負担方法については、対象施設や事業の内容に応じて、事業を実施しようとする水道事業者等が検討すべきものです。</p> <p>その上で、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、当該措置が水道事業等の適正かつ確実な実施のために適切なものであるかをあらかじめ確認した上で許可をすることとしています。</p>
<p>2.1.8. 水道施設運営権者の適格性</p>	
<p>運営権者に関して、その選定過程を透明化するとともに、事業の実施体制やその能力等に関して要件を設けるべきではないか。</p>	<p>民間事業者の選定に当たっては、民間事業者を透明かつ公平に選定する仕組みとすることが重要であると考えます。</p> <p>選定の際には、PFI法の規定及び内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」に沿って民間事業者を公募、選定した上で、同法に基づき議会の議決を経て水道施設運営権を設定することとなります。</p> <p>また、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、運営権者の適格性として、事業を適正に実施できるだけの専門的能力や経理的基礎があることを確認した上で許可をします。</p>
<p>水道施設運営権を譲渡する民間事業者の選定は水道事業者等の判断だけで行われることになっている。</p> <p>民間事業者の選定に関して、公正な第三者機関による審査を受け、さらに選定の是非について市民の意見を聴いてその結果を反映する仕組みを設けるべきではないか。</p>	<p>水道事業者等である地方公共団体は、PFI法に基づき、運営権者の選定手続等の枠組みを規定する実施方針に関する条例を制定し、これに基づいて実施方針の策定や事業者の選定を実施します。</p> <p>このように、運営権者となる事業者の選定は、水道事業者等の判断だけではなく、地方自治の枠組みである当該地方公共団体の議会の議決を経て、透明かつ公平に実施されるものです。</p>
<p>「特別目的会社（SPC）」については、SPCに限らず、「合同会社（いわゆるLLC）」設立も可能性として有り得ることから、そういった記述も追記いただきたい。</p>	<p>コンセッション方式を含むPFI事業においては、本業以外の事業のリスクから隔離し、事業の安定性を確保することが求められるため、SPCが事業主体になることが一般的であると承知しております。</p> <p>SPCは、事業の目的や対象が限定されていれば特に会社形態に制約はないことから、御指摘の「合同会社（いわゆるLCC）」についても設立可能であり、その場合は会社法に準拠して適切に設立される必要があると考えております。</p>
<p>水道事業者等に対して確認すべき事項について、下線部を追記すべきではないか。</p> <p><u>(5) 過去に労働法令違反、及び水道事業に関わる贈収賄等、公共性を損なう犯罪等により摘発を受けた実績がないこと。</u></p> <p>【理由】 本法改正審議にかかる参議院厚生労働委員会の付帯決議において「三、」の水道事業に携わる人材の確保、技術の継承及び労働環境の改善が必要であることに鑑み、地方公</p>	<p>運営権者の適格性に関しては、PFI法第9条第5号ハにおいて、役員のうち「禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者」に該当する者がある法人が規定されており、該当する法人は公共施設等運営事業の募集に応じることができないこととされています。</p>

<p>共団体がこれらを実現するために必要な支援を行うこと」ならびに「五、」「公正かつ公平な手続や透明性を十分に確保した民間事業者の選定を含め、公共性及び持続性に十分配慮したもの」が決議されたことを受け、具現化に際しては、水道業者等において、事業者選定の段階で、労働法例や贈収賄等を禁ずる法令に対する違反の実績がある民間事業者を予め排除する必要があるため。</p>	
<p>運営権者に対して、出資規制などの外資規制が必要ではないか。また、運営権者の役員報酬や配当性向についても、制限を設けるべきではないか。</p>	<p>厚生労働大臣は、国内企業・外資系企業に関わらず、運営権者の適格性として、事業を適正に実施できるだけの専門的能力や経理的基礎があることを確認します。</p> <p>選定に当たっても、国内企業、外資系企業問わず、透明かつ公平に選定する仕組みとなっています。</p> <p>また、水道事業者等において運営権者の経理状況や財務状況をモニタリングし監視することが重要です。</p> <p>そのため、本ガイドラインでは、水道事業者等が公認会計士等による監査済みの財務諸表等の提出を運営権者に義務付けていること、を確認事項としています。</p>
<p>2.2. 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、法に規定する要件に適合すること</p>	
<p>利用料金について「健全な経営の確保することができる」旨を記載しているが、かえって、運営権者において「健全な経営の確保」を名目として必要以上の企業利益の確保を許すことになるのではないか。</p>	<p>「健全な経営の確保」とは、適切な資産管理に基づき、水道施設の維持管理や計画的な更新などを行うとともに、水道事業の運営に必要な人材を確保し、継続的なサービスの提供が可能となるよう、水道事業を経営する状態をいうものです。</p> <p>水道料金については、PFI法に基づき、水道事業者等である地方公共団体において、施設整備を含む業務の範囲、サービスの水準、料金などの枠組みを事前に条例等で定めます。</p> <p>その上で、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、施設整備を含め確実性及び合理性のある計画となっていること、原価を適切に算定して料金を設定していること等を確認した上で許可をすることとしています。</p>
<p>「総括原価方式を適用することが現実的でないと考えられる場合」の意味が明瞭でないことに加え、「合理的かつ明確な根拠に基づき」「水道事業者等と水道施設運営権者で給水収益を按分する方法も可能」との記載については総括原価主義の形骸化につながるのではないか。</p>	<p>「水道事業者等と水道施設運営権者で給水収益を按分する方法」は、各々の業務範囲に応じた原価を算定する等した上で、給水収益を適切に按分する割合を用いて水道事業者等が収受する水道料金と運営権者が収受する利用料金に按分する方法であり、この方法であっても、総括原価を基礎としつつ、合理的かつ明確な根拠に基づき、利用料金を設定することとなります。</p>
<p>水道事業は公益的な事業である以上、事業報酬については一定の歯止めがあるべきではないか。また、配当金や支払い利息など内訳を明示し、上限を設けるべきである。</p>	<p>水道施設運営等事業は、水道事業者等である地方公共団体が、施設整備を含む業務の範囲、サービスの水準、料金などについて、あらかじめ条例等で定めた一定の枠組みの下で行われるものです。</p> <p>この枠組みの中で、運営権者が民間ならではの経営ノウハウや高い技術力を効果的に活用し、事業を効率的に行うことで一</p>

	<p>定の利益を得ることは認められています。</p> <p>一方で、地方公共団体において、運営権者の経理状況や財務状況をモニタリングし監視することが重要です。</p> <p>そのため、本ガイドラインでは、水道事業者等が公認会計士等による監査済みの財務諸表等の提出を運営権者に義務付けていること、を確認事項としています。</p>
<p>水道料金に、株への配当や運営会社の借金の利息を含めるのはやめるべきである。そのようなことができない制度にすべきである。</p> <p>株式配当や役員報酬、金利などに料金の一部が充てられてしまえば、水道事業に再投資する資金が減り、管路の耐震化や施設の更新が遅れることは間違いないと考える。</p>	<p>水道施設運営等事業は、地方公共団体が、施設整備を含む業務の範囲、サービスの水準、料金などについて、あらかじめ条例等で定めた一定の枠組みの下で行われるものです。</p> <p>この枠組みの中で、運営権者が民間ならではの経営ノウハウや高い技術力を効果的に活用し、事業を効率的に行うことで一定の利益を得ることは認められています。</p>
<p>公営水道事業では、料金からの収益は内部留保などにより水道事業に還元されてきましたが、コンセッション方式では、運営会社の株式配当や借金の利息、役員報酬まで料金に含まれることになり、管路や施設の補修や維持管理が後退することは明らかではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業は、地方公共団体が、施設整備を含む業務の範囲、サービスの水準、料金などについて、あらかじめ条例等で定めた一定の枠組みの下で行われるものです。</p> <p>この枠組みの中で、運営権者が民間ならではの経営ノウハウや高い技術力を効果的に活用し、事業を効率的に行うことで一定の利益を得ることは認められています。</p>
<p>事業報酬や配当金について、金額や利用料金に占める割合に制限が設けられておらず、また、その具体的な説明も制度的に担保されていないなど、総括原価に不透明な要素を持ち込むことになる。</p> <p>利用料金について、事業報酬の標準割合を記載すべき。</p>	<p>配当金を含む事業報酬の上限や割合については個々の水道施設運営等事業ごとに条件が異なることから、一律に基準を定めることはしていません。</p> <p>事業報酬の額については、それぞれの水道施設運営等事業の内容や運営権者が負担するリスクの内容に応じて、水道事業者等が合理的に説明できる方法で妥当な水準を算定することになります。</p> <p>なお、事業報酬額の算定方法の一例については、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」にて示すこととしています。</p>
<p>災害対応の後あるいはリスク対応が必要な状況が発生するたびに事後的に料金値上げにつながる懸念が払しょくされていない。</p> <p>リスク負担にかかる事業報酬額の算定方法を明らかにすべき。</p>	<p>事業報酬の額については、それぞれの水道施設運営等事業の内容や運営権者が負担するリスクの内容に応じて、水道事業者等が合理的に説明できる方法で妥当な水準を算定することになります。</p> <p>なお、事業報酬額の算定方法の一例については、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」にて示すこととしています。</p>
<p>水道料金の算定において、コンセッションでの総括原価方式には「支払利息や配当金等が含まれる」とある。コンセッション方式では水道料金に占める事業利益は水道事業の外に「配当金」などとして出されてしまう。</p> <p>「運営権者が負担するリスクの内容に応じて料金水準を算定する」と、災害やリスク対応が必要な状況</p>	<p>水道施設運営等事業は、地方公共団体が、施設整備を含む業務の範囲、サービスの水準、料金などについて、あらかじめ条例等で定めた一定の枠組みの下で行われるものです。</p> <p>この枠組みの中で、運営権者が民間ならではの経営ノウハウや高い技術力を効果的に活用し、事業を効率的に行うことで一定の利益を得ることは認められています。</p> <p>仮に、やむを得ない事情によって、あらかじめ定めた枠組みの範囲を超えて料金を上げる必要が生じた場合であっても、議会において条例改正が必要となることから、運営権者は一方的な料金の値上げをできるわけではありません。</p>

<p>が発生するたびに料金値上げにつながる可能性があり、安価で安全の水の安定供給に支障をきたす。</p>	
<p>利用料金の根拠については住民の関心も高いため、本ガイドラインにおいて積極的に情報公開する旨を言及すべきではないか。</p>	<p>実施契約や事業計画の内容、水道事業者等による運営権者の業務及び経理の状況に関するモニタリング結果等については、当該地方公共団体の情報公開条例等に基づき、適切に情報公開されることが重要であると考えています。</p> <p>そのため、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」にて実施契約書に情報公開に関する規定を盛り込むことが望ましい旨を示すこととしています。</p>
<p>2.3. 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること</p>	
<p>VFM 算定における見通しやリスクを加味した割引率の客観性をどう担保するのか、共通の算定根拠資料を示すべき。</p>	<p>VFM の算定については、内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」や内閣府「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」に基づき適切に算定されるものと考えます。</p>
<p>「必要な人材の確保が図られること」と記載されているが、人材確保に関する具体的な評価基準はあるか。</p>	<p>人材確保の評価は、一義的に水道事業者等が水道施設運営等事業を含む水道事業全体の目標に照らし、その指標を検討・設定するものではありませんが、例えば、一定の技術を有する従事者の数や職員資格取得度などが考えられます。</p>
<p>基盤強化の「指標」について、「定性的な表現も可能」とあるが、「可能」ではなく、定量的な指標を「義務」とすべき。</p>	<p>目標の設定については、定量的な指標を基本としていますが、水道事業等全体における課題や水道施設運営等事業の目的に照らし、定量的な指標とすることがなじまない場合や困難な場合等も想定されるため、定性的な表現も可能とすることが適切と考えています。</p>
<p>3. 申請書の審査上の基本事項</p>	
<p>申請書における「申請者」は誰か。また、「選定事業者」は運営権者（優先交渉権者）という理解でよいのか。</p> <p>運営権者の変更時においては、運営権者が変更申請を水道事業者等及び厚生労働大臣に行うのか。</p>	<p>「申請者」は、厚生労働大臣に対して水道施設運営権の設定に係る許可申請を行う、地方公共団体である水道事業者等を指します。</p> <p>また、「選定事業者」は、申請者が水道施設運営権を設定しようとする PFI 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者を指し、水道施設運営権が設定された後に運営権者となります。</p> <p>さらに、運営権者が運営権の移転により変更となる場合には、地方公共団体である水道事業者等は、PFI 法に基づく運営権の移転に係る許可の際に、水道法第 24 条の 11 に基づきあらかじめ厚生労働大臣に協議しなければならないとされています。コンセッション方式の導入に当たっては、水道事業者等による運営権者の業務及び経理の状況に関するモニタリング結果等について、水道施設運営等事業を実施する地方公共団体の情報公開条例等に基づき、適切に情報公開されることが重要であると考えています。</p> <p>そのため、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」にて実施契約書に情報公開に関する規定を盛り込むことが望ましい旨を示すこととしています。</p>
<p>水道施設運営等事業実施計画書の記載事項として、水道施設、水道事業の業務について、それぞれ、水道施設運営等事業に係る部分だけでは</p>	<p>水道施設、水道事業の業務及び水道事業全体の給水区域及び水道施設の位置を明らかにする地図等について「全体」の記載を求めているのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣が運営権者の実施する業務外も含め当該水道事業全体の給水体制を把握するとともに、

<p>なく「全体」を記載することを求めている。</p> <p>また、「水道事業全体の給水区域及び水道施設」の位置を明らかにする地図を添付することとなっているが、水道施設運営等事業に係る部分だけではなく「全体」の地図を求めている。</p> <p>これらは、将来的に運営権設定の範囲を拡大するよう指導しようとしているのか。</p>	<p>・水道事業者等及び運営権者の責任の範囲が明確化されているか等、業務の範囲について技術上の観点から合理的に設定されていること</p> <p>を審査において確認するためです。</p> <p>したがって、将来的に運営権設定の範囲を拡大するよう指導する意図はありません。</p>
<p>ガイドライン案 29 ページの「水道基盤強化の進捗については基盤の強化の効果について記載した事項について網羅的に記載されていること」との記載について、具体的に記載すべき。</p>	<p>水道の基盤の強化の進捗については、本ガイドライン 3.3.10.(4)に示している、水道施設運営等事業の実施により見込まれる効果として水道施設運営等事業実施計画書に記載した事項について、これらを確認できる指標が設定されている必要があると考えています。</p> <p>基盤強化における効果を示す指標については、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」にて参考事例を示すこととしています。</p>
<p>「水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置」において「必要となる職員数の概数」とあるが、どのような意味か。</p>	<p>「必要となる職員数の概数」とは、水道施設運営等事業の継続が困難となった場合において、水道事業者等が自ら直営で業務を実施する又は水道法第 24 条の 3 に基づく他の事業者への第三者委託等により事業を継続することとなった場合に、段階を踏んで体制を構築するために必要となる職員数を指します。</p>
<p>「(4)水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強化の効果」について、以下の下線部を追記すべきではないか。</p> <p>③水道事業等の運営に必要な人材の確保に関する効果</p> <p>水道事業運営等事業を含む水道事業全体の人材の確保及び育成、<u>ならびに労働環境の整備に関する目標</u></p> <p>【理由】</p> <p>基盤強化における重要な要素として、「人材の確保、技術の継承及び労働環境の改善」が挙げられる。その上で、「特に官民連携を行うに当たって、この点が重要になることを認識し（後略）」（参議院厚生労働委員会付帯決議「三、」）について本審査上取り扱う必要があるため。</p>	<p>水道事業等の運営に当たっては、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が不可欠です。</p> <p>御指摘の労働環境の改善は、こうした人材の確保及び育成の前提となるものですが、労働環境の改善は水道事業者等内で十分議論を尽くし、事業全体で実施されるべきものであると考えています。</p> <p>そのため、許可に関する審査についての基本的な考え方を示す本ガイドラインにはなじまないことから記載しないこととしました。</p>
<p>その他</p>	
<p>地元経済の衰退を避けるためにも、運営権者の委託先については、地元企業に限定すべきではないか。</p>	<p>運営権者の委託先については、原則として運営権者が適切に定めることとなります。また、水道事業等は地域経済と密接に連携していることから、地域経済の発展に配慮した運営を事業者選定の際の評価項目とすること等も考えられます。</p> <p>なお、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」にて下水道分野における優先交渉権者選定基準の例を示すこととしています。</p>

<p>水道法改正の法案審議においては、運営権の「譲渡・物権設定その他の担保設定」について、その制限が大きな論議となったが、本ガイドラインでは明確な記載がないが、問題ではないか。</p>	<p>水道施設運営権自体に対して抵当権が設定され、債権者たる金融機関等が抵当権を実行し、競売により運営権を第三者に売却する場合、PFI 法上の「運営権の移転」にあたるため、公共施設の管理者たる水道事業者等の許可が必要であり、さらに、その許可に際して、あらかじめ議会の議決が必要になります。</p> <p>その上、改正水道法においては、地方公共団体である水道事業者等は、PFI 法に基づく運営権の移転に係る許可の際に、あらかじめ厚生労働大臣に協議しなければならないとされております。</p> <p>このように、みなし物権として抵当権が設定されたからといって、自由に第三者へ運営権を移転できるわけではありません。</p>
<p>運営権者に対する安全と衛生を徹底し、運営権者が不正行為を行った場合の罰則や、事業を一時的に地方公共団体が行うことなどの保全措置を追加すべき。</p>	<p>水道施設運営等事業を実施する場合、水道事業者等は、運営権者の業務の実施状況等を平素からモニタリングし、指導・監督することとしています。</p> <p>さらに、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は水道事業者等のモニタリングの実施体制や指導等の枠組み等について確認した上で許可することとしています。</p>
<p>運営権者が実施する水道施設運営等事業について、水道事業経営の認可権者としての都道府県の関与についての記載がないが厚生労働省としてどのように考えているかご教示願いたい。</p>	<p>水道事業等が厚生労働大臣認可によるものであるか都道府県知事認可によるものであるかを問わず、水道施設運営権の設定に係る許可に関しては、一元的に厚生労働大臣が行うこととしています。</p> <p>その上で、都道府県知事の認可を受けて水道事業等を実施している水道事業者等が水道施設運営権の設定に係る許可申請を行う際に都道府県と必要な情報共有を図ることや、厚生労働大臣が運営権者を監督等する際に厚生労働大臣と都道府県が連携することが重要であることから、その旨を施行通知等において示してまいります。</p>
<p>都道府県知事認可の水道事業者等が水道施設運営等事業を実施する場合、認可権者である都道府県知事においても、管下の水道事業者等において実施する当該事業の内容について把握することが重要であると考えられる。</p> <p>しかしながら、現在のガイドライン（案）においては、認可権者である都道府県知事の関与に関する記載（根拠）がない。</p> <p>本ガイドラインにおいて、「都道府県知事は、必要に応じて管下水道事業体に対して水道施設運営等事業の内容について報告を求めることができる」という文言を入れるべきではないか。</p>	<p>水道事業等が厚生労働大臣認可によるものであるか都道府県知事認可によるものであるかを問わず、水道施設運営等事業においては、運営権者に対する報告徴収や立入検査等に関しては一元的に厚生労働大臣が行うこととしています。したがって、都道府県知事認可の水道事業者等が水道施設運営等事業を実施する場合、認可権者である都道府県知事は、運営権者に対して直接的に報告徴収や立入検査等の指導監督権限を行使することはできません。</p> <p>一方、今回の改正水道法で導入した水道施設運営等事業は、事業の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、給水責任を地方公共団体である水道事業者等に残すものであり、水道法に基づく認可を受けた水道事業者等が地方公共団体であることは変わりません。このため、都道府県知事は、水道事業者等が水道法第 15 条の給水義務等の法的義務を適切に果たせるよう、必要に応じ、水道施設運営等事業に係る業務の実施状況も含む水道事業全体の実施状況に関して、水道事業者等に対して報告徴収等の指導監督権限を行使することが必要です。これにより、都道府県知事は、水道施設運営等事業の内容についても把握することとなります。</p> <p>また、この旨を施行通知等において示してまいります。</p>

(御参考) その他、御意見を募集した内容以外の内容についてお寄せいただいた主な御意見

御意見の内容	当省の考え方
<p>今般の水道法改正に反対する旨の御意見（水道法の改悪なのではないか等）</p>	<p>老朽化した水道施設の更新や耐震化が遅れ、漏水事故や断水のリスクが高まっているとともに、人口減少社会を迎えて経営状況が悪化し、小規模で脆弱な水道事業者では水道サービスを継続できないおそれが生じているなど、水道事業は深刻な課題に直面しています。</p> <p>今回の法改正は、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために制度改正したものです。</p>
<p>今般の水道法改正は水道民営化につながるものであるため反対する旨の意見</p>	<p>平成23年のPFI法改正によりコンセッション方式が創設された当初から、水道事業については住民に対する給水責任を民間事業者に負わせる形であればコンセッション方式を導入することができました。今回の改正法では、事業の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、給水責任は地方公共団体である水道事業者に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしたものです。</p> <p>コンセッション方式の導入について、国や地方公共団体の関与を強めたもので、水道事業自体を「民営化」するものではありません。</p> <p>また、コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つです。</p> <p>住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方公共団体が議会の議決を経て、地方公共団体の判断で導入するものです。</p>
<p>民間委託やコンセッション方式などの官民連携よりも、地方公共団体同士の広域連携を重視すべきではないか。</p>	<p>水道事業者等の置かれた状況は、水源・地形等の自然的条件や人口・経済活動の社会的条件など、地域によって様々です。</p> <p>そのため、こうした地域の実情を踏まえ、どのような方策が水道の基盤の強化を図るために適切であるかをよく議論していくことが重要です。</p> <p>そのため、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、官民連携や広域連携など、多様な選択肢を検討できるようにすることが適切であると考えています。</p>
<p>水道の管路の更新に莫大な資金がかかるのは、私企業に委ねても、かかるものはかかるので、問題は解決しない。国民の命にかかわる水道の整備は、国債を発行してでも国が責任を持って行うべきである。</p>	<p>水道事業は生活に不可欠な水を供給するものであり、地域に密着した住民サービスであることから、地域の実情に通じた市町村が経営することを原則とすることが水道法において定められています。</p> <p>また、公営企業である水道事業については、官民連携を活用するか否かを問わず、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p>
<p>広域連携によるスケールメリットの効果が強調されているが、都道府県単位や日本全体で広域連携による水道事業を経営すればよいのではないか。</p>	<p>市町村経営を原則として整備されてきた我が国の水道事業は、小規模で経営基盤が脆弱なものが多いことから、運営に必要な人材の確保や施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出等を可能とする広域連携の推進は、水道の基盤の強化を図るための有効な方策の一つです。</p> <p>しかしながら、水源・地形等の自然的条件や、人口・経済活動等の社会的条件など、地域によって水道事業を取り巻く環境は様々です。</p>

	<p>そのため、地域の実情を踏まえ、どのような地域を連携の対象として水道経営を行うことが最も適切か、よく議論して広域連携を進めていくことが重要と考えています。</p>
<p>水道の基盤の強化を目的とした官民連携とは、利益相反を含め民間では永続的に不可能である事が明らかではないか。官としての過去から現在の責任を放棄する詭弁としか思えない。</p>	<p>官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えています。</p> <p>ただし、水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法第15条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、「水道の基盤の強化を図るための基本的な方針」では、「水道の基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用していくかを明確化した上で、水道事業等の基盤強化に資するものとして、適切な形態の官民連携を実施する」旨を定めることとしています。</p>
<p>官民連携を推進することにより、事業に採算性が求められ、不採算地域が切り捨てられるのではないか。</p>	<p>官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えています。</p> <p>ただし、水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法15条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、水道事業者は、自らの給水区域内において給水義務を果たす観点から、住民サービスの向上や業務効率化等のメリットが大きいと判断した場合のみに官民連携を導入するものと考えます。</p>
<p>コンセッション方式については、世界中で失敗し、再公営化されているのではないか。</p>	<p>パリなどの再公営化の代表的事例など海外の事例を包括的に調査した報告書等から、海外の失敗事例における課題（①水質の悪化など管理運営レベルの低下、②水道料金の高騰、③民間事業者に対する監査・モニタリング体制の不備）を整理し、それらの教訓を踏まえ、十分対応できる制度設計をしています。</p> <p>再公営化された事例が各地にあることは事実ですが、民間委託が進んでいるフランスやアメリカでは、近年も契約の9割以上が更新（継続）されているなど、海外で一律に再公営化が進行しているわけではありません。</p>